

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（平成27年11月10日開催）
議事概要

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会庶務

1 日 時

11月10日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）小笠原至，甲斐哲彦，葛谷茂，栗原壯太，坂本和之，三瓶一俊，仲真紀子，
前田敏文，村山英彦，門間偉峰（※敬称略）

（説明者）長山俊哉会計課課長補佐，菅原克家事訟廷管理官

（裁判所）芦澤俊次席家裁調査官，二本柳聡家事首席書記官，黒畑享三家事次席書記
官，小田修少年首席書記官，阿子島恵事務局長，石田有二事務局次長

（庶務）河端英也総務課長，村崎淳一総務課課長補佐

4 配布資料

配布資料あり（添付省略）

5 進 行

（1）議事

ア 委員の退任，任命についての報告

前回の委員会以降，岸光右委員，西崎毅委員及び山田健委員が退任され，新たに梶浦仁委員，杉山博樹委員及び村山英彦委員が任命されたことが報告された。

イ 札幌家裁における要配慮者対応について

「札幌家裁における要配慮者対応について」をテーマとして，盲導犬を伴って登退庁し勤務している職員から「利用者側に立った要配慮者対応」について，長山課長補佐から施設面等について，菅原家事訟廷管理官から接遇面と職員に対する研修面での取組状況等について，それぞれ説明を受けた後，質疑応答及び意見交換を行った。

質疑応答及び意見交換の概要は，別紙のとおり。

（2）次回の予定等

ア 委員会日程 平成28年5月31日（火）午後1時30分

イ テーマ 「少年事件における補導委託について」

概 要

●委員 △説明担当者

● 助聴器一台の値段はいくらですか。また、使われた際には、どのような効果がありましたか。

△ 1台の購入価格は約2万8000円です。室蘭支部で骨伝導タイプの助聴器を利用された方から以前の補聴器に比べよく聞こえるし使いやすいとの感想があったと聞いています。また、携帯型補聴器についても、以前整備されていた補聴器に比べ、周りの音を拾ってよく聞こえるし使いやすいという感想を当事者の方からいただいています。

● 携帯型補聴器を使用する人は、高齢者が多いのか、それとも聴覚障害者が多いのでしょうか。

△ どちらかというが高齢者の方の使用が多いかと思えます。

● 裁判所では中立の立場もあって、窓口で答えられない質問に対して、怒って帰られる方がいるとのことでしたが、具体的な事例を紹介していただけないでしょうか。

△ 遺産相続の申立て前の手続案内の場面で、自分はどれくらいもらえるのだろうかとか、離婚した方がいいのか、離婚したらどれだけもらえるのだろうかというようなことを聞かれることがあります。離婚調停であれば、申立てをしてくださいとお話しますが、離婚するとメリット、デメリットはどこにあるのかということを知りたいのに答えられないのかとあって、怒る方もいらっしゃいます。

● 助聴器、ベビーカーやおもちゃといったものは、本人からの使用申請を受けて用意するものなのか、それとも来庁者の表情から聞こえが悪いのかなと感じた段階で職員から声掛けをして用意するものなのか、どのようなやり取りで利用できるようになるのでしょうか。

△ ルーペや老眼鏡、補聴器は、手続案内をするカウンターなど目に見えるところに置いてありますので、自ら進んで使用する人もいます。職員が手続説明をしてみても、伝わりにくいと思えば、補聴器等を用意しますかと声掛けしてお貸しすることもあります。また、子供用のおもちゃや絵本についても、目に見えるところに置いてありますので、保護者が手続案内を受けている時間に子供らが自由に遊んだり、読んだりすることができるようにしています。

● 小中高学校にも車いすを使用している児童や生徒、難聴、弱視などの障害のある児童や生徒が普通学級に在籍していますので、公立の小中高学校では、ユニバーサルデザインに基づいて障害者も健常者も使用できるような校舎を目指しています。新築さ

れた学校にはエレベーターが設置されていますが、エレベーターがない学校では車いす対応の階段昇降機を設置したり、玄関に車いす用のスロープや階段に手すりを付けたり、車いす用トイレの改修をしたりしています。車いす対応の机も用意されています。車いすを使用している児童や生徒は、朝、保護者と一緒に登校して、その後は職員が補助して階段昇降機を使って教室に向かいます。また、生活支援のボランティアの方が来て、お手伝いをしてくれることもあります。このほかに、弱視の児童や生徒には拡大された教科書や色弱対応のチョークが用意されています。難聴、弱視の児童や生徒には教室の前の方に着席させたり、障害のために勉強が分からなくなる児童や生徒のために補習として勉強を教えてくれる有償の学びのサポーター1名が配置されている学校もあります。また、通級教室というものも市内に何か所かあり、視覚、難聴、言語に障害のある児童や生徒が週1回、言葉の学習のために通っています。さらに、教員も含めて児童や生徒に対して、車いす体験や視聴覚障害者や高齢者の模擬体験をしたり、地域の介護施設に行って実習したりして、体験学習をしてもらっています。車いす用トイレを各階に設置するとか、授業で職員が出払っていて要配慮者を補助する人手が不足となったときの対応などが課題となっています。

- 聾学校で勤務した経験からお話しします。聾学校は明治時代から設置され歴史が古く、耳が聞こえない代わりに生徒には手話を教えていましたが、戦後、口話教育が採用され日本語を教えるという方針に変更され、私が聾学校の教員となった50年前ころ手話は教えていませんでした。ただ、当時、生徒たちは授業では口話を使っていましたが、授業外の休み時間や寄宿舎等の生活の場面では手話を使っていました。生徒たちが、大人となってからも手話を使っているかは分かりませんが、実際には市役所の手続などでは手話通訳者がいないと手続ができないのではないかと思います。発音の特徴から口話をマスターし、手話通訳者なしで人の話していることを理解する人もいますが、聴覚障害者の発音は分かりにくい場合もあるので、一般の人には話を正確に理解できないこともあると思います。私の経験では、デリケートな問題や心情に迫るような指導をする場合には相互理解が大切になりますので、筆談が一番いい対応方法だと思います。また、大人になってから難聴になり、話すことはできても相手の話していることが分からない、手話も分からないという人もいますので、そのような方に対しても筆談での対応がいいと思います。聾学校に通う生徒は障害が重いので、補聴器や助聴器では対応できませんので、補聴器や助聴器は高齢者で耳が不自由になってきた人向きの機器ではないかと思います。
- 学生時代には身近に視覚障害の学生がいたり、他の大学で勤務していたときにも、車いすで生活する学生や、筆談が困難な学生がいました。いずれも大学ではチームを

作り、学生はサポートを受けながら通学していた事例を身近でみていましたが、こうした事例は特殊であると思っていました。しかし、そうではないのです。現在勤務する大学には教員資格のある臨床心理士2名と専任の臨床心理士資格のある相談員が配置され、チームを作って、身体障害、発達障害、精神障害などの個人の特性に応じて対応したり、関係する教員や部署と連携を図ったりしていると聞いています。学内で支援協力学生というボランティアを募り、聴覚障害のある学生にはノートテキングを、車いすの学生には雪道での車いす移動補助などを行ったり、性別違和の学生には健康診断の際に別の部屋を用意したり、発達障害がある学生の場合には、グループの組み方や他の学生とは別の方法での配慮や調整をするなどの目に見えない部分での配慮が行われるようになってきていることも聞きました。また、高齢の学生で耳が不自由であったり、子供がいる学生に対しては、その子供をどうするかなども配慮の対象となっているなど、整備は進んできています。

- 弁護士会においても若手弁護士を中心に50名ほどで障害者高齢者委員会を構成していますが、その中で出た話として聞いたところをお話ししたいと思います。我々が使用している法律用語などの言葉は、健常者でも難しいかと思います。申立書や訴状の案内文書にルビが振られていたり、文字が大きくなっているものもあり、こうした配慮が必要ではないか思います。弁護士会では障害者高齢者用に特化した相談窓口が用意されていますが、これら以外の相談窓口にも要配慮者が来ることがありますので、弁護士会の職員に対する研修やマニュアルの作成にも力を入れています。知的障害者は一見して分からないことが多く、こうした方への支援をどうするかという部分でも課題があります。
- 札幌市内の特別支援学級に通う小中学生のうち、知的障害の子供たちは比較的特別支援学校に入りやすいのですが、情緒障害の子供たちは札幌の学校には入りづらく地方の特別支援学校に進学することが多いです。学校では手厚く対応していますが、高校を卒業してから大変で、さらに一番大変なのは親が子供の面倒を見られなくなったときで、そのときどうするかというのが社会的な問題といえるかと思います。
- 御紹介いただいた取組や経験をもとに裁判所における要配慮者に対する対応を拡大していくとともに、これらを参考に職員に対する研修を充実させていきたいと思えます。